

会議録

名 称	川口市交通安全対策協議会
日 時	令和8年1月20日（火） 午後2時00分～3時00分
会 場	第一本庁舎6階 601大会議室
出席者 (会長に◎、副会長に○)	<p>(委 員) ◎石原美知子、○中山久仁夫、三浦伸之、齊藤敦史、中原栄次、原島潔、平田清武、土屋悌一郎、矢作知久、荻谷敏宏</p> <p>(幹 事) 石藤太郎、高花仁、菊地栄一、佐々木良彦、指導課長代理小川敏明</p> <p>(事務局) 松本部長、二見次長、山田補佐、清水補佐、小野補佐、妹尾主査</p>
概 要	<p>1 開会 (事務局) 令和7年度第2回川口市交通安全対策協議会を開会する。</p> <p>2 委員、幹事の紹介</p> <p>3 会長挨拶 (会 長) 川口市の交通死亡事故状況について、令和7年の交通事故死者数は5人と、交通事故死者数が特に多かった令和6年の14人から比較すると、9人の減となった。今年も気を緩めることなく、交通事故の発生を防ぐため、引き続き啓発活動を実施して参りたい。また、交通事故防止に向けて、市民一丸となり、川口、武南両警察署、関係各位と、一層の連携・協力を保ちながら、交通安全運動の取り組みを推進していきたい。なお、当協議会は、交通関係団体の方にお集まりいただき、交通事故防止の取り組みに関して、市役所や警察の方に意見を伝えることのできる機会なので、意見や、疑問点など、積極的に発言をお願いする。</p> <p>4 議事 (事務局) 条例第7条1項により、会長を議長とし議事を進行する。</p> <p>(議 長) 議題1「市内の交通事故状況について」、川口警察署石藤交通課長より説明をお願いする。</p> <p>(幹 事) 昨年1年間の川口市の交通事故死者数は5人で前年より9人減と大幅に</p>

減少した。

昨年1年間の埼玉県の交通事故死者数は125人で、前年より12人増と大幅に増加した。人身・物件を合わせた交通事故件数は増加し、人身事故が減少したものの、物件交通事故、怪我のない事故は増加。交通死亡事故多発警報が6回発令され、5月には、交通死亡事故多発非常事態宣言が7年ぶりに発令されたという非常に厳しい状況であった。

川口市の交通事故全体の件数も、埼玉県内と同様、前年と比較して、人身事故の件数は減少、怪我のない物件事故は増加し、トータルでは増加となった。

次に、資料2番の法令違反別発生状況については、一時停止、歩行者妨害、優先通行、交差点安全進行が原因の割合が、県の平均と比べて多く、これは市内が道路で張り巡らされており、車も人も多いといった都市部ならではの事故の特徴であると考えられる。警察としては、交差点に関連する違反の取り締まりを強化し、事故防止に努めて参りたい。今年も交通事故ゼロを目指して各種対策を推進していきたい。

(議長) ただいまの説明内容について何か質問等はあるか。

ないようなので、議題2「川口市交通事故発生実態等に即した重点目標について」事務局より説明をお願いします。

(事務局) 「川口市交通事故発生実態等に即した重点目標について」説明する。資料3ページ。上段に記載の3項目が令和8年度における本市「重点目標」の事務局(案)である。なお、その下の表には、過去の重点目標を掲載している。

1点目の「子供と高齢者の交通事故防止」については、まず、子供は交通ルールに関する知識が少なく、周囲の状況判断も未熟なため、対応が必要であると考え、また、高齢者は本市の交通事故死者数のうち、65歳以上の割合が過去10年間平均で52.9%と高くなっていることから、「子供」と「高齢者」を引き続き重点対象と掲げたものである。

2点目の「自転車の交通ルールの徹底」については、市民から、「歩道を猛スピードで走る自転車がいる」、「自転車が右側の車道を逆走している」等の意見を数多くいただいていることから、多くの市民が望んでいるものと推察できること、また、令和8年4月から、16歳以上の自転車利用者に対し

て、交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が適用されることを広く市民に周知をする必要があること、さらに自転車は、運転免許も必要なく気軽に乗れる軽車両であるが、運転者は交通事故の加害者となり得ることや、対車両の交通事故では重傷事故となる可能性が高いことから、今後も自転車の安全利用を推進し、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すためにも、引き続き重点目標としたい。

3点目の「飲酒運転の根絶」については、飲酒運転が重大事故に繋がる大変危険な行為であり、根絶に向けて継続した取り組みが必要であることから、引き続き重点目標といたしたい。

(議長) ただいまの説明内容について何か質問等はあるか。

(委員) 「子供と高齢者の交通事故防止」ということだが、具体的にはどのような対策をしているのか。

(事務局) 子供に関しては、保育所や幼稚園、市立小学校、市立中学校、川口市立高等学校まで各年齢層に合わせて、交通安全教室を実施している。市立小学校に関しては、民間企業が実施している学校を含め、すべての学校で実施しているうえ、原則的には年1回、すべての学年に対して実施しているため、多くの児童・生徒が、毎年交通安全教室を受講することになり、意識の定着に寄与していると考えている。

高齢者に関しては、高齢者がよく利用する市有施設への壁新聞の掲示などの広報を主に行っている。交通安全教室に関しては、市では随時受け付けはしているものの、申込み自体が少ないため、毎年1施設への実施となっているが、川口警察署や武南警察署では、複数の施設で実施しているとのことである。

(委員) 高齢者への啓発をさらに強力にするため、4月1日から始まる青切符制度の啓発チラシを各町会に配布できるようにしてもらえないか。

(事務局) 配布する場合、予算等の制約があることから、例えば町会の回覧板等の中にも含まれるかなど、検討させていただきたい。

(議長) ほかに意見、質問等はあるか。

(委員) 自転車の交通ルールについて、市内でも自転車レーンのような道路を少しずつ目にするようになったが、今後も増えていく予定なのか。

(幹事) 現在川口市で自転車通行空間の整備を計画している箇所は、自転車通行者が多いことなどから、西川口駅東口からオートレース場に向かう新オートレース通りと西川口陸橋通りである。今年度は、新オートレース通り約490mを整備し、来年度はその先、オートレース場北の交差点までを整備する予定である。西川口陸橋通りについては、西川口駅東口から産業道路までは整備済みで、新オートレース通りの整備後に、産業道路からオートレース場に向かって整備する計画である。

(議長) ほかに質問・意見はあるか。

(幹事) 重点目標の「自転車の交通ルールの徹底」に関連して質問だが、自転車で横断歩道を渡る際は、自転車から降りて横断歩道を通行し、片側の歩道から次の歩道に渡らなければならないイメージだが、多くは降りて渡る者はいない。正しいルールを伺いたい。

(幹事) 道路交通法の規定上、横断歩道を自転車に乗って通行してはいけないという規定はないが、横断歩道は歩行者が横断する場所であるので、歩行を妨げるようになる場合は降りて渡るよう教則上では指導をしている。歩行を妨げる場合という説明ではあいまいな部分があるため、「横断歩道は降りて渡りましょう。」という呼びかけをしているが、違法ではない。ただし、周りの歩行者の状況を見ながら安全に横断していただくというのがルールである。

(幹事) 歩行者と横断歩道の状況を見て、客観的に見てもこれは危なくないだろうと、自転車に乗りながら渡った時に、もし警官がそこに居て、警官も大丈夫だろうと判断すれば違反にならないということか。

(幹事) そのとおりである。

(幹 事) 別の質問であるが、歩道と車道で信号が分かれている歩車分離信号では、自転車は歩行者の青信号で渡るのか、それとも自動車の信号で渡るのか。

(幹 事) 自転車で通ることができる歩道を自転車が通っている場合は、歩行者用信号機に従い、車道を通行している場合は、車両用信号機に従って横断をするのがルールである。それに逸脱するような行為、例えば車道を通ってきて、直前で歩道に乗り上げて歩行者用信号機に従って横断するというような行為があれば、そこは注意指導という対象になる。

(委 員) 自転車が車道を走っている場合は、車道の信号で渡ってよいということか。

(幹 事) 歩車分離信号機のところで車道を走っている場合はそのとおりである。ただし、歩行者用信号機に「自転車歩行者専用」という看板が付いていたら、歩行者用信号機に従うことになる。

(議 長) ほかに質問はあるか。

(委 員) 横断歩道で歩行者がいた場合、車両は停止しなければならないが、母親が幼児を乗せる電動アシスト付きの自転車や、70歳以上の高齢者が自転車から降りないで横断歩道の手前で停まっていた場合、車両は停まらなければいけないのか、それとも車両としてみなすため、停まらなくてもよいのか。

(幹 事) 原則的には横断歩道を渡る者を優先しなければならないが、停まらなければいけないという規定はない。ただ、自転車は降りた途端歩行者になり、車は停まらなくてはならない。自転車に跨っている状態で停まっても、渡るかもしれないので動きに注意し、ぶつからないように相互に気を付けなければならぬ。車の運転手は横断歩道の手前で停まり、横断する気配が見られないという場合は、注意しながらゆっくり進む、というのが適切な対応であると伝えている。

(議長) ほかに質問等はあるか。

ないようなので、議題2「令和8年度の重点目標」は、事務局の原案通りとすることに決定でよいか。反対がないので令和8年度の重点目標は事務局の原案通りとすることに決定する。

次に議題3の「川口市自転車駐車場条例改正について」事務局より説明をお願いします。

(事務局) 議題3、「川口市自転車駐車場条例の一部改正について」説明する。資料は4ページである。令和7年12月議会において、当該条例を一部改正した。自転車駐車場の使用料の改定と、自転車駐車場の新規・再設置並びに廃止の2点である。1の自転車駐車場の使用料の改定については、令和7年3月に、本市において、使用料手数料の見直しに関する基本方針を策定したことを契機に、各駅近隣の民営駐輪場の料金との乖離を是正するため、自転車駐車場の利用に係る使用料の額を見直したものである。使用料の額については、民営駐輪場の相場に鑑み、民業圧迫の観点等も考慮し、自転車については、栄町、川口駅東口地下、川口、鳩ヶ谷駅第2および南鳩ヶ谷駅の5ヶ所、原動機付自転車については、栄町、東川口、鳩ヶ谷駅第2および南鳩ヶ谷駅の4ヶ所における使用料を(2)の表の通りに改定し、新たな定期利用期間の開始時期に合わせ、今年の10月から新料金を適用するものである。

続いて資料5ページ、2の自転車駐車場の新規および再設置並びに廃止についてであるが、まず並木自転車駐車場については、西川口陸橋の東側の耐震工事に伴い一時閉鎖していたが、当該工事が終了したことから再設置するとともに、使用料を定めたものであり、今年1月1日から既に稼働している。次に、川口駅東口第1、第2および西口自転車駐車場については、自転車の短時間放置対策として、市から土地を貸与し、駐輪場を管理運営していた民間事業者から、貸与期間の終了に伴い土地が返還されるにあたり、運営していた駐輪施設が譲渡されることから、今後は市で管理運営するため、新たに条例に追加するとともに使用料を定めたもので、今年の4月1日から市による管理運営に移行するものである。最後に西川口自転車駐車場については、西川口陸橋西側の耐震工事が開始されることに伴い、陸橋下に設置している当該駐車場が使用できなくなることから、今年の9月末日をもって供用を中止し、10月1日に廃止するものである。

(議 長) いまの説明内容について何か質問、意見はあるか。

ないようなので、議題4の「川口市違法駐車等防止条例の廃止について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 議題4、「川口市違法駐車等防止条例の廃止について」説明する。資料は6ページである。令和7年12月議会において、当該条例を今年度末をもって廃止することとなった。

廃止の趣旨は、市内における違法駐車等を防止するため、本条例により啓発活動等の違法駐車等防止対策を実施していたが、道路交通法に基づく、警察による放置車両の確認等の取締りが強化されていることから、役割を終えた本条例を廃止するものである。

経緯を説明すると、平成8年2月に、本条例及び対策実施要綱により、川口駅東口周辺を違法駐車等防止重点地域に指定し、違法駐車防止指導員による巡回活動を開始した。

平成18年6月、道路交通法の改正により、警察の駐車監視員制度が開始され、川口駅東口周辺が、警察の違法駐車取締最重要地域に指定された。本市においては、平成19年4月に、啓発活動実施要綱を施行し、蕨駅東口周辺および東川口駅周辺を啓発活動地域に定め、啓発活動を開始した。

その3年後の平成22年3月、警察の駐車監視員制度の効果に鑑み、川口駅東口周辺の重点地域を解除して活動を中止するとともに、戸塚地区での啓発活動を休止した。

さらに令和3年3月には、芝地区での啓発活動を休止し、全ての活動が休止となった。その後も状況に応じて活動再開等の対応ができるよう休止扱いとしていたが、警察により継続的に実施されている取り組みが効果的であり、本年度末で5年経過することから、この時機を捉えて廃止するものである。

(議 長) いまの説明内容について何か質問、意見はあるか。

(委 員) 警察の駐車監視員制度について、頻度や地域などの実施内容を教えてほしい。

(幹 事) 事務局の説明の通り、平成18年の道路交通法改正により、放置

駐車違反、つまり車両に運転手がおらず、直ちに運転できない状態を確認するという作業を、民間に委託できるように改正された。現在、川口警察署・武南警察署管内においてほぼ毎日、午前10時から20時の間のいずれかの時間に活動をしている。川口警察署管内では、民間委託の事業者が、2人1組の3チームで活動し、武南警察署管内では2チームで活動をしている。活動の場所については主に駅の周辺で、各署のホームページ等で活動する場所などをあらかじめ示した上で、民間の事業者が放置違反車両にステッカーを貼ったりしている。この活動が活発に行われていることにより、平成18年施行の時期に比べると、道路上の路上駐車はかなり改善されており、今回の条例の廃止に繋がったものと考えている。引き続きこういった活動を通じて、違法駐車の撲滅に努めていく。

(議長) いまの説明内容について何か質問、意見はあるか。

ないようなので、議題5の「交通安全計画について」事務局より説明をお願いします。

(事務局) 議題5「交通安全計画について」説明する。資料は7ページである。

本市では、令和3年度から7年度までの5年間の計画期間として、第11次川口市交通安全計画を策定し、各種交通安全施策を実施してきた。

資料8ページをご覧いただきたい。計画の内容については、「交通安全対策基本法」に、都道府県の交通安全計画に基づいて市の交通安全計画を作成するよう規定があることから、本市の計画は、埼玉県計画とほぼ同一の内容となっている。

資料は7ページに戻り、2の(1)にあるように、令和5年6月に交通安全対策基本法が改正され、市町村が作成する計画は、都道府県の計画と内容的に重複するところが多いことから、努力義務規定から「作成することができる」との規定に改正された。それを踏まえ、第12次計画の策定について検討したところ、交通安全施策に関する目標や実施事業は、これまでと同様に、埼玉県計画内容と本市における状況とで大きく相違する点がないため、県の計画を踏襲し、同一の内容となる見込みであることから、本市計画は作成せず、今後については、埼玉県交通安全計画に基づき、本市交通安全施策を実施することとするものである。

(議 長) いまの説明内容について何か質問、意見はあるか。
ないようなので、議題6「川口市交通安全市民総ぐるみ大会の廃止について」事務局より説明をお願いします。

(事務局) 議題6、「川口市交通安全市民総ぐるみ大会の廃止について」説明する。資料は9ページである。

本大会は、交通事故から市民を守るため、関係団体等との連携のもと、交通事故防止対策を強力に推進して、交通事故の根絶を目指し、全市民に対し、交通安全意識の高揚と、交通安全思想の普及を図るために開催していたもので、昭和39年の第1回大会を皮切りに、令和7年で第61回を数える。

開始当初は、芸能人による講演会等の実施などにより、4,000人を超える多くの市民の方が来場し、広く普及啓発に寄与する行事であった。しかしながら、時勢の変化や予算の削減などにより、現在は交通功労者等の表彰式と、抽選会の実施のみとなっている。

さらに、来場者数は年々減少の一途をたどり、ここ数年は参加者が200人に満たない規模での開催という状況であること、また、社会的風潮の変化などにより、このような大会形式による普及啓発は大きな効果が見込めないことから、今年度の開催をもって廃止することとしたものである。

(議 長) いまの説明内容について何か質問、意見はあるか。
ないようなので、以上で議事を終了とする。
次第3「その他」として、川口警察署の石藤課長より説明があるので、お願いします。

(幹 事)
今年4月に施行される自転車の交通反則通告制度、いわゆる青切符の導入について説明する。自転車のルール違反や危険な運転が、歩行者など他の交通の安全を脅かすことが社会問題となっており、自転車側に事故に繋がる違反が多く認められるという交通事故の実態があるため、なお一層、自転車のルール遵守を図っていく必要がある。

「道路交通法の一部を改正する法律」が今年4月1日から施行され、自転車の交通違反で検挙された後の手続きが大きく変わる。

現行の手続きでは、自転車の違反は、警察が犯罪として捜査後、検察庁に

事件を送致し、裁判で有罪となった場合は刑罰が科されるという刑事手続きによって処理される。しかし実態として、送致した自転車の違反の大半は起訴まで至っておらず、拘禁刑や罰金刑までに至るのは、ごくわずかである。そのため、違反者に対してほとんどが処分されないことが課題となっていた。青切符導入後は、自動車の違反と同じように違反した者に対し青切符を渡し、一定の反則金を納付してもらうこととなる。反則金を納付した場合、その違反は刑事事件として取り扱うことはせず、基本的には警察署に呼び出し、取り調べを行うというようなこともないし、裁判を行わないため前科がつくこともない。ただ反則金という一定の経済的な負担が発生するため、ルール遵守の意識を期待することができる。ただし、青切符を導入した後も、例えば酒気帯び運転などの重大な違反や、違反して交通事故を起こしてしまった場合、従前通りの刑事手続きにより処理をされることとなる。現在は、自転車事故の割合が増加傾向にあり、その原因が自転車側にあることが多いため、取り締まりを強化し、検挙件数が増加していることもあり、手続きの負担、違反者の負担の軽減を図るとともに、実効性のある責任追及により、自転車のルール遵守意識を高めるため、今回の改正に至ったものである。手続きは変わるが、自転車の指導取り締まりに係る交通ルールに変更はない。これまで自転車の違反者に対しては、基本的には検挙という形ではなく、指導警告にて自転車利用者のルール遵守を図ってきた。違反行為の中でも、特に悪質危険性の高いものについては、検挙措置を講じるということをして今のところ行っている。単に道路の右側を通行したからといってすぐ赤切符で検挙せず、ルール遵守を指導し、右側通行をして対向してきた自動車に急ハンドルを取らせたといったような危険な行為や、飲酒運転などの悪質で危険な違反に対しては、検挙措置を講じている。制度導入後は飲酒運転などの重大な違反については引き続き刑事手続きによって処理するが、信号無視によって、他の車に急ブレーキをかけさせた場合や、警察の警告を聞き入れず違反を継続しているものについては青切符を適用することになる。16歳以上が対象で、反則行為の例としては、スマートフォンを持って画面を注視したりした場合、携帯電話使用等違反となり、反則金が1万2千円、一時停止違反により、車に急ブレーキを踏ませるなどの危険が生じた場合5千円、信号無視により、他の車に急ブレーキを踏ませたなどの危険が生じた場合は反則金6千円となる。青切符が適用されない、引き続き刑事手続きによる処理が行われるのは、酒酔い・酒気帯び、妨害運転などの重大な違反、運転中携帯電

話を使用するなどの違反行為によって交通事故を起こした場合や、違反した者が住所氏名を明らかにしなかったり逃亡した場合、また、反則金を納付しなかった場合などである。警察では4月の施行に向けて、制度導入の周知と併せて、市民に交通ルールを守ってもらうことに重きを置いて、指導を一層強化していく。皆様においても、自身の自転車利用時のルールの遵守、そして関係する方々への周知について、協力をお願いする。

(議長) いまの説明内容について何か質問、意見はあるか。

(委員) 自転車で酔っ払って重大な事故をおこした場合、自動車の免許が停止されることはあるのか。

(幹事) 自転車の違反行為が自動車の免許に影響を与えることは基本的にはない。自動車の運転免許は6点で停止されるという処分があるが、自転車は点数制度がなく、点数の累積によって行政処分を受けることはない。ただ、過去の古い事例だが、自転車で道路を横断した際に、大型トラックを横転させてしまったという事故があり、その自転車運転者は危険性帯有者ということで、自動車の免許停止を受けたという事例を聞いたことがある。実際、詳細は把握していないが、各都道府県で自転車の違反行為により自動車の免許が停止になったという事例がある。その時の事故や違反の内容が極めて危険と判断された場合は、自動車の免許が停止されるという事は有り得る。

(議長) いまの説明内容について何か質問、意見はあるか。

ないようなので、以上で終了とする。

5 閉会

(事務局) 以上で、令和7年度第2回川口市交通安全対策協議会を閉会とする。